

プロジェクト申請から終了までの手順 (2022.05.25)

専門委員会が申請するプロジェクトの申請書作成方法、構成員、申請手続き、報告書提出に関する手順について下記に定める。

第1項 申請書作成方法

1) 申請書作成

- ・規定の用紙「申請書_新規プロジェクト」にて申請書を作成する。
- ・プロジェクトの期間は原則として2年間とする。
- ・プロジェクト申請にあたり、該当する専門委員会がない場合は、代表者が直接学術連絡委員会委員長に申請することができる。また、プロジェクトに関連する新規専門委員会が組織されるまで、学術連絡委員会がそれに替わって担当する。

2) 利益相反取りまとめ

- ・プロジェクト構成員の利益相反「申請書_利益相反 (PJ)」を取りまとめる。

3) 事業計画書 (案) 作成

- ・プロジェクト設置に伴い協力者 (学会外の企業参画) が必要な場合には、本会・日本臨床検査標準協議会 (JCCLS) ・日本臨床検査薬協会 (臨薬協) とで締結している「包括的共同研究契約書」に基づき、事業計画書 (案) を作成する。

第2項 構成員

1) 構成員

- ・代表者 (責任者、統括責任者などの名称でも可)、プロジェクト委員、オブザーバー委員、協力研究者とする。

2) 代表者、プロジェクト委員

- ・申請時に満65歳未満の一般社団法人日本臨床化学会会員とする。

3) オブザーバー委員

- ・申請時に満65歳以上の一般社団法人日本臨床化学会の会員とする。

4) 協力研究者

- ・試料の提供や研究への助言などで協力する一般社団法人日本臨床化学会の非会員 (年齢制限は求めない) とする。

第3項 申請手続き

1) 専門委員会への提出

- ・プロジェクトの代表者は、申請書を担当する専門委員会に提出する。

2) 専門委員会審議

- ・専門委員会委員長は専門委員会にて審議 (メール審議可) し、承認されれば学術連絡委員会委員長宛に提出する。共同研究のための企業参画を必要とする場合には、「包括的共同研究契約書」に基づく事業計画書 (案) も提出する。

3) 学術連絡委員会審議

- ・学術連絡委員長は学術連絡委員会にて審議 (メール審議可) し、承認されれば学術担当理事より理事会に提出する。
- ・なお、企業参画を必要とする場合には、学術連絡委員会審議と同時に前出の事業計画書 (案) を日本臨床検査薬協会 (臨薬協) へ提出し、事前に内容チェックを受ける。臨薬協で問題有りとなった場合は、法務委員会 (または法務担当理事) がプロジェクトメンバーと臨薬協で内容を再度検討する。

- 4) 利益相反の提出
 - ・学術連絡委員会での承認後、プロジェクトの代表者は、構成員の利益相反に関する書類を法務委員会宛に提出する。
- 5) 理事会審議
 - ・理事会（メール審議可）での承認をもって、正式なプロジェクト設置となる。
- 6) 事業計画書の提出
 - ・臨薬協での事業計画書（案）の確認が終了し、学会内でのプロジェクト設置が決まったら、正式に臨薬協へ事業計画書を提出する。臨薬協から協力企業が提示されたら、プロジェクト代表者へ通知する。

第4項 プロジェクト補助金

- 1) 予算案提出
 - ・プロジェクト承認後、プロジェクト補助金（100,000円）用途のための予算案ならびに補助金受け取り口座名を学会事務局に提出する。
- 2) 予算案承認
 - ・予算案について会計担当理事の承認を得て、プロジェクト補助金の支給を受ける。
- 3) 会計報告提出
 - ・プロジェクト終了（途中終了）後、使用明細ならびに領収証を事務局に送付する。

第5項 プロジェクトに関する報告

- 1) 概要
 - ・プロジェクトが進行中、または終了時に、原則として検討内容を年次学術集会でプロジェクト報告として公表し討議する。終了時には、2)「プロジェクト終了報告書」を学術連絡委員会に必ず提出する。その後、検討内容を、3)「プロジェクト報告」として、「臨床化学」誌に報告するか、4)英文誌に論文報告する。
- 2) プロジェクト終了報告提出
 - ・プロジェクト終了時に、①専門委員会名、②プロジェクト名、③代表者名・所属、④構成員氏名・所属、⑤プロジェクトの目的、⑥プロジェクトの成果、⑦その他、を簡潔にまとめ、学術連絡委員会に提出する。
- 3) 「臨床化学」誌用プロジェクト報告書の提出と審議
 - ・プロジェクトの成果を、「臨床化学」誌プロジェクト報告として報告する場合は、定められた体裁（「勧告法作成ガイドライン(Ver. 1.6)」）に整えて、学術連絡委員会に提出する。
 - ・学術連絡委員長は報告書の査読担当者を評議員の中から2名選び、査読結果を報告者提出者に伝え、最終的に査読担当者が承認したら学術連絡委員会にて審議（メール審議可）する。
 - ・学術連絡委員会承認されれば学術担当理事より理事会に提出し、理事会（メール審議可）での承認をもって、正式なプロジェクト報告書とし、「臨床化学」誌に掲載を依頼する。
- 4) 論文投稿
 - ・プロジェクト報告は、原則として学術誌に原著論文として掲載しなければならない。ただし、原著論文が困難な場合、または現状調査など邦文での発表が望ましい場合は、「臨床化学」誌へのプロジェクト報告の掲載でもよい。
 - ・日本臨床化学会の勧告法は、原則として査読制度のある英文誌に原著論文として発表する。それ以外のプロジェクトも、英文原著論文として発表することが望ましい。その際は、本会のプロジェクトとして補助を受けたことを明記する。掲載が決定した論文は、出版社が許可する形（掲載済みの最終版、著者作成の最終原稿版、これらが不可の場合は出版社へのリンクなど）で、本会のホームページへ掲載またはリンクさせる。
 - ・なお、先行して邦文英文を問わず学術論文として発表したのちに、その内容を含む勧告法を

「臨床化学」誌にプロジェクト報告として投稿する場合には、「勧告法作成ガイドライン (Ver. 1.6)」に従う。また、当該先行論文で発表した図表等は必ずその引用を明示するとともに、掲載の許可を出版社から得ること。この場合、その勧告法は原著論文としては扱われないが、他の投稿論文同様、査読は実施する。

- ・原著論文として「臨床化学」誌に投稿する場合には、「臨床化学」誌の投稿規定に従う。なお、原著として掲載後は、掲載データ等は他の原著論文に使用できないので注意する。

第6項 プロジェクトが申請期間内に終了しない場合

- ・プロジェクトが申請期間内に終了せず、継続している場合は、年1回、その理由を記載した理由書を学術連絡委員会に提出する。この提出は委員会から求めることがある。
- ・事情によってプロジェクトを中断せざるを得ない場合は、その理由を記載した理由書を学術連絡委員会に提出する。学術連絡委員会はその妥当性を審議する。

以上